

# 令和5年度幼保連携型認定こども園整備事業者募集要項（創設）

多様化する保育・幼児教育のニーズに対し必要なサービスの提供体制の充実を図るため、幼保連携型認定こども園の創設を希望する整備事業者の募集を行います。

## 1 幼保連携型認定こども園認可の方針

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例（平成26年条例第50号。以下「条例」という。）及び札幌市私立幼保連携型認定こども園設置等認可要綱（平成27年子ども未来局長決裁。以下「認可要綱」という。）に定める設備・運営基準を満たす者について、認可要綱第3条の基本方針により認可を行うものとする。

## 2 募集内容・件数

(1) 募集地域及び定員、募集件数については、以下のとおりとする。

募集区	小学校区	定員上限		募集件数 (※1)		
		2・3号	1号			
中央区	山鼻南	60人まで	2・3号定員の 1割まで	1件		
東区	札苗北	60人まで		2・3号定員の 1割まで	1件(※2)	
	札苗緑					
西区	琴似	60人まで			2・3号定員の 1割まで	1件
	手稲宮丘	60人まで				1件
手稲区	新発寒	60人まで				2・3号定員の 1割まで

※1 募集件数には「保育所の新築整備」及び「保育所の賃貸物件による整備」の整備区分での応募も含む。また、予算の範囲内（3整備区分の合計で3件程度を予定）で採択を行う。

※2 2小学校区から1件として募集する。

(2) 補助事業

保育所等整備交付金を活用し、令和6年4月1日までに開園。ただし、補助対象は2号・3号の定員分に限る。

ア 新築による幼保連携型認定こども園の創設を対象とする。

イ 以下の3から8及び10に掲げる条件・要件を満たすこと。

(3) 自主事業

補助金によらず自主財源のみで行う事業で、令和6年4月1日までに開園。

ア 以下の3から8に掲げる条件・要件を満たすこと。

(4) その他

応募状況等を踏まえて、募集内容を変更する場合がある。

## 注意事項（必ずお読みください）

- 1 本募集要項による整備事業に応募する事業者は、自ら、子ども・子育て支援新制度や関係する法令等の把握に努めてください。
- 2 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。
- 3 保育所等整備交付金の対象事業とならなかった場合や本事業に係る本市予算が成立しない場合には事業化されないため、このことにより事業者が損害を被ったとしても本市においては一切その責を負いませんので、補助事業に応募する事業者は、この点について、あらかじめ了承のうえ、幼保連携型認定こども園整備計画書を提出してください。
- 4 整備予定地の周辺における保育ニーズなどを考慮し、持続可能な施設運営が可能であり、地域における教育・保育環境の充実に寄与すると認められる計画であることを求めます。
- 5 本募集要項及び関連資料については、令和 4 年 11 月現在の法令を踏まえて作成しています。
- 6 提出された書類は返却いたしません。また、資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。
- 7 建設市況によって、全国的に人材・資材不足の発生が懸念されることから、資材の供給状況等を踏まえた合理的な設計や確実な調達先の確保に努めてください。  
また、新型コロナウイルス感染症対策のための各種措置が行われる可能性も考慮して、余裕を持った計画とし、令和 6 年 4 月 1 日までの開園に遅れが生じないように努めてください。
- 8 本募集要項に定めのない事項については、札幌市の指示に従うものとします。

<参考 内閣府の子ども・子育て支援新制度のHP>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

### 3 申込資格

応募する事業ごとに以下の条件を満たす者とする。

補助事業	現に幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園又は認可保育所を適正に運営している認可要綱第 4 条に定める基準を満たす学校法人又は社会福祉法人
自主事業	認可要綱第 4 条に定める基準を満たす学校法人又は社会福祉法人

### 4 申込書類

指定する期日までに「幼保連携型認定こども園整備計画書」（以下「整備計画書」という。）及び「幼保連携型認定こども園整備に係る事前協議書」（以下「事前協議書」という。）を提出すること。提出方法については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、送付による申請を原則とする。なお、提出期限後は、理由を問わず受理しないため、余裕をもって提出すること。

【期限厳守（必着）】

#### (1) 整備計画書

**提出期限：令和 4 年 12 月 19 日（月）17 時必着**

(2) 事前協議書及び必要添付書類一式

**提出期限：令和4年12月23日（金）17時必着**

※ 事前協議書及び必要添付書類一式が整っていないものは受理しない。また、上記(1)の整備計画書を期限内に提出した場合に限り、提出することができる。

5 整備計画の審査及び決定

下記のとおり審査を行った上で、札幌市子ども・子育て会議認可・確認部会において審議し、提出された整備計画を決定する。

事業者による整備計画については、上記4により提出のあった事前協議書及びそれに関する添付書類をもとに、条例及び認可要綱に定める基準並びに幼保連携型認定こども園の個別審査基準中の審査項目との適合性について、「適」と判断された整備計画を採択する。

ただし、同一地区内での応募や計画予算を超える応募があった場合など選定が必要な場合は、競合する整備案件（計画予算を超える応募があった場合は全案件）の中で整備区分及び個別審査基準による点数付けにより下記のとおり選定する。

(1) 応募案件のうち新築整備の募集対象地区での応募について、下記、【整備区分による選定の順】により選定する。

同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に選定し、各整備区分での計画予算の範囲で選定する。

(2) その他の地区での応募及び(1)で選定されなかった応募について、【整備区分による選定の順】により選定する。

同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に、(1)での予算残額（各整備区分での計画予算）の範囲で選定する。

(3) (2)で選定されなかった応募について、【整備区分による選定の順】により選定する。

同一整備区分内では、個別審査基準による点数が高い順番に、(2)での予算残額（整備区分に関わらず残予算総額）の範囲で選定し、予算に達したところで当該整備区分での選定を確定させ、引き続き、次の整備区分で同様に選定する。

(4) 上記の選考過程で、特定の行政区内を優先する場合がある\*ほか、「既存幼稚園などからの幼保連携型認定こども園への移行」においては、既存園舎の耐用年数を超過した施設がある場合は、当該施設を優先して選定する。

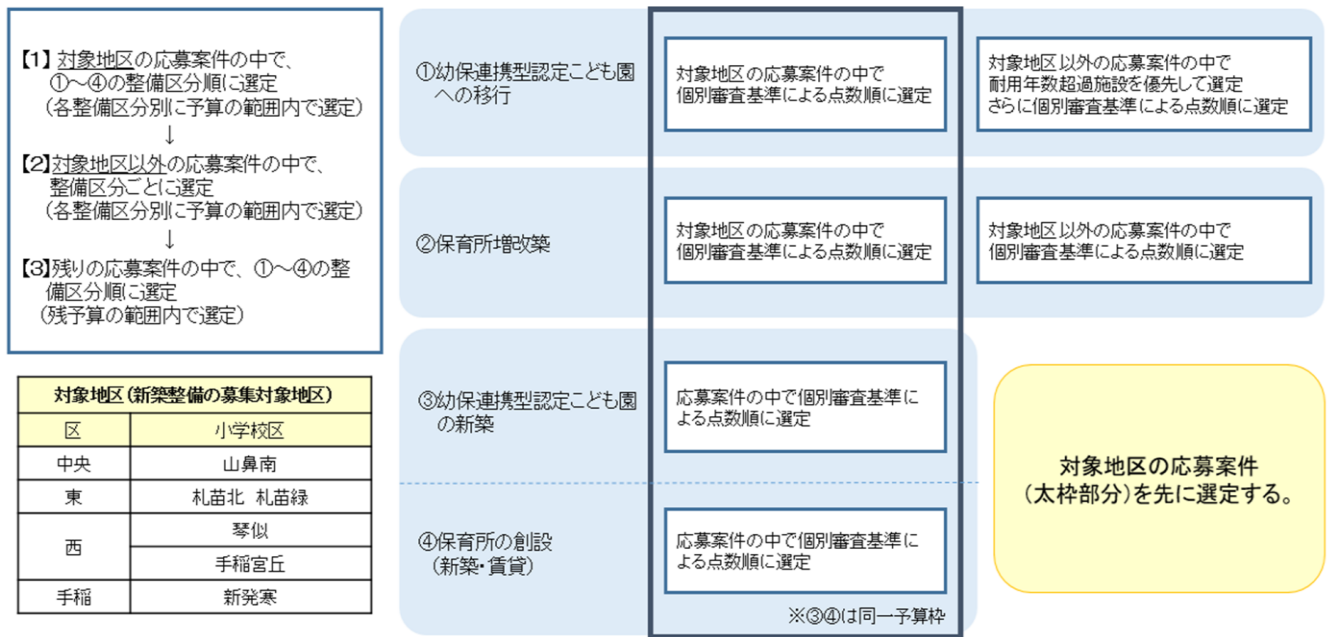
(5) 個別審査基準における審査事項「設置の整備優先度」については、すべての案件で「優先整備地域A」として取り扱い、当該項目で差を設けない。

**【整備区分による選定の順】**

- ① 既存幼稚園などからの幼保連携型認定こども園への移行
- ② 保育所の増改築
- ③ 幼保連携型認定こども園の新築
- ④ 保育所の創設（新築・賃貸）

※ 選定過程の中で、特定の行政区内の利用定員の設定が第4次さっぽろ子ども未来プラン「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画」における保育需要を大きく超過した場合、超過していない行政区内の案件を優先して選定する場合がある。

＜計画予算を超える応募があった場合のフロー図＞



6 設置位置の条件等

- (1) 募集地域は、2－(1)のとおりとする。
- (2) 幼保連携型認定こども園を設置しようとする地域における保育需要など、認可要綱第5条に掲げる事項及び以下の注意事項を考慮すること。
- (3) 利用者の利便性や保育施設等（保育所、幼稚園及び認定こども園）の適正配置の観点から、幼保連携型認定こども園の設置場所は既存の保育施設等から直線距離で300m以上の距離を置くことを原則とする。ただし、地下鉄駅及びJR駅から直線距離で800m以内に設置を希望する場合を除く（この場合においても、既存の保育施設等の周囲に近接する場所で設置する場合は、保育施設の適正配置の観点から望ましくないものとして、整備計画を承認しない場合がありますので、ご注意ください）。
- (4) 事前協議書類を札幌市に提出する前に、整備予定地の周辺（最低限、敷地境界から概ね30m以内）に居住する住民や町内会会長などに対して、整備予定の建物の規模・構造、定員、工事工程、保護者による園児送迎の駐車場所の確保状況などを示した資料の配布などを行うこと。
  - ・「札幌市が行う保育所等整備の公募に応募する予定」であることを明示すること。
  - ・資料配布を行う範囲を予め町内会会長に説明して、適宜相談すること。
  - ・配布資料には事業者の連絡先を明記して、要請があった場合は適宜訪問等により丁寧に説明すること。

## **注意事項（必ずお読みください）**

1 良質な保育環境の提供等の観点から、設置予定地が以下の地域に該当する場合には、整備地域として望ましくないものと判断し、原則として除外地域とします。

＜主な除外地域例＞

- (1) 用途地域が「工業地域又は工業専用地域」の場合
  - (2) 直線距離で 200m以内に児童の健全な育成に影響を及ぼすような風俗関係施設として、店舗型性風俗特殊営業施設が所在する場合
  - (3) 直線距離で 100m以内に風俗営業施設（パチンコ店、ゲームセンター等）が所在する場合
  - (4) 既存の保育施設等の位置関係から新規設置が必要でないと判断する場所
  - (5) 土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域
  - (6) そのほか、設置位置として適切でないと判断する場所
- 2 市街化調整区域では、建設を制限されており、新築による創設整備を行うことはできません。
- 3 整備予定地は、事業者が近隣住民に対する配慮や周辺環境の把握を行った上で決めるものとする。
- 4 札幌市への事前協議書類の提出後においても、近隣住民に対して配慮するとともに、地域との信頼の構築に向け、整備計画に関する丁寧な情報提供・説明を行う必要があることに十分に留意すること。

## **7 土地及び建物の確保についての条件**

幼保連携型認定こども園の敷地及び建物については、原則、自己所有（新たに購入する場合を含む）とし、これを担保に供していないこと（今回の整備に当たって必要な借入に係るものは除くが、幼保連携型認定こども園の安定的な運営を確保する観点から、根抵当権を設定することは認めない。）とする。

ただし、認可要綱第 10 条に定めている以下の(1)～(4)の要件を満たす場合に限り、貸地での整備を認める場合があるが、事前に 11 に記載する担当部署に相談を行うこと。

- (1) 貸与を受ける土地について、地上権又は賃借権を設定しかつこれを登記することが確約されていること。ただし、貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であると市長が認める場合に限り、地上権・賃借権の設定・登記の確約を不要とする。
- (2) 貸与を受ける土地の賃借料が、地域の水準に照らして、適正な額以下であることを明示する資料（例として、不動産鑑定評価書など）を提出すること。
- (3) 貸与を受ける土地の賃借料を支払うための財源について、既存事業から継続的に財源が確保されているなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- (4) 貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

なお、事業用定期借地権などの契約の更新のない制度を利用する場合（補助事業は建物譲渡特約付借地権を除く）については、上記(1)～(4)に加え、以下の(5)及び(6)の条件を併せて満たすこと。

- (5) 契約期間を整備する建物の財産処分制限期間以上とすること。

※財産処分制限期間・・・木造 22 年、鉄骨造 19 年～34 年（鉄骨の厚さによる）、鉄筋コンクリート造 47 年（いずれも開園日から起算）

- (6) 契約期間満了に伴う幼保連携型認定こども園の廃止申請に当たっては、入所児童に係る処置を適切に行うこと（閉園時に在園児が全て転園できる保証がないため、卒園まで在園できない年齢の児童の入所申込があった場合には、事業者において閉園時期を事前に説明し、了承を得ること）。

## 8 運営内容、構造等

### (1) 定員

2-(1)のとおりとする。

なお、年齢別2号・3号利用定員の割合は下表を基本とする（0歳は総利用定員のおおむね5%）。

定員\年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
60人	3人	11人	11人	11人	12人	12人

※ 利用定員とは、施設利用の基礎となる人数であり、施設型給付費を受ける際の基本となる定員です。利用定員は、認可定員の範囲内で市町村が設定（確認）します。

### (2) 受入れ対象年齢

乳児を受け入れる場合は、産休明け又は生後5か月からのいずれかを選択すること。

### (3) 開所日について

月曜日から土曜日までとする（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）。

なお、休日保育を実施する場合の開所日は、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とする。

### (4) 開所時間及び延長保育（時間外保育）について

午前7時開所、午後7時又は8時閉所の延長保育実施を原則とする。

### (5) 一時預かり事業について

幼稚園型（在園児対象）は必ず実施し、補助事業の場合は一般型（非在園児対象）も必ず実施すること。

また、当該事業を行うためのスペースを確保すること（スペースが確保されていれば必ずしも一時保育室を設ける必要はない）。

### (6) 構造及び設備

ア 幼保連携型認定こども園において2階以上に保育室や教室等を置く場合の園舎は、建築基準法に規定する耐火建築物に限られていること（準耐火建築物は認めらない。）。

イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところに従うほか、条例、認可要綱の基準に適合する施設とする。

（⇒詳細については、資料集「札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準条例」、「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について（令和4年度版）」を参照）

### (7) 環境に配慮した施設整備

補助事業については、「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン（平成21年10月20日子ども未来局長決裁）に基づき、環境に配慮した設備や技術を取り入れること。なお、自主事業についても、環境に配慮した保育所等整備を推進しているため、可能な限り環境に配慮した設備や技術を取り入れること。

（⇒詳細については、資料集『「環境配慮型認可保育所（エコ保育園）」整備に関するガイドライン』を参照）

### (8) シックハウス対策

補助事業については、工事のしゅん工後に揮発性有機化合物6種類（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレン）の室内濃度測定を実施した上で、厚生労働省が定めた指針値以下であることを確認できる書面を提出することを補助金交付条件の一つとする。

また、室内濃度測定は全室について行うことを原則としているが、一部を省略する場合は事前に札幌市の許可を得ることとする。ただし、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の濃度測定は省略することができない。

なお、自主事業についても、児童等の安全を確保する観点から室内濃度測定を実施し、結果

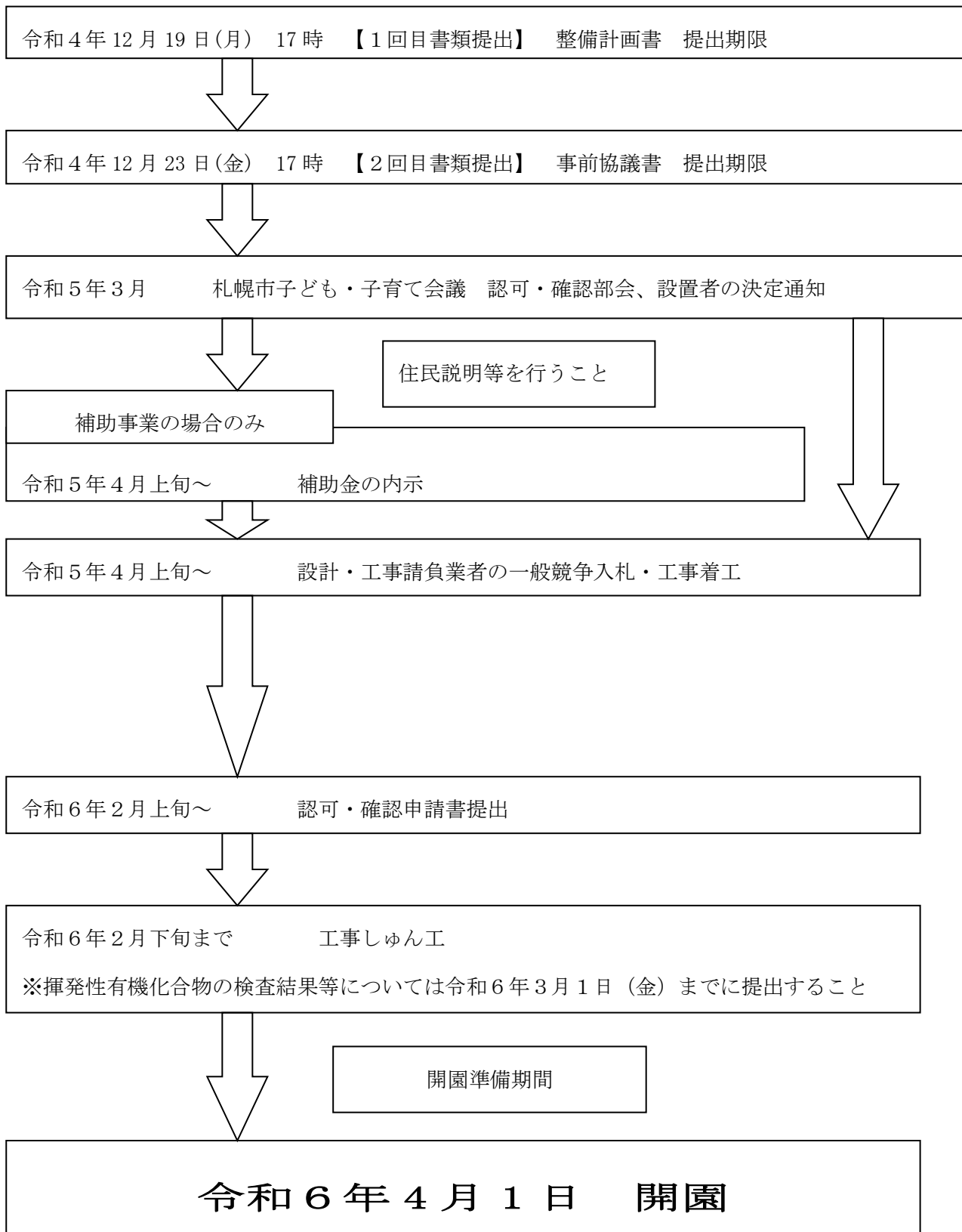
報告書を提出すること。

※ 揮発性有機化合物 6 物質のうち、トルエンは指針値を超えやすいことから、溶剤や接着剤についてはトルエンを含有していないものの使用に特に努めること。

(⇒詳細については、「札幌市認可保育所等整備に係るシックハウス対策要綱」を参照)

9 幼保連携型認定こども園整備のスケジュール（予定であり、変更の可能性あり）

令和6年2月下旬までに整備を完了させ、令和6年4月までに開園すること。



※補助金の内示時期は、国のスケジュールによって変更となる場合があります。



10 財政的な支援等について

幼保連携型認定こども園整備事業	
補助金	<p>※ 以下の補助金については、国庫補助事業（保育所等整備交付金）の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立を前提として、交付を行うものであり、国庫補助事業の採択や札幌市の保育所等整備予算の成立がない場合は、事業化されないので留意すること。</p> <p>○ 保育を実施する部分に対する補助（保育所等整備交付金を活用）</p> <p style="padding-left: 20px;">【対象事業】 幼保連携型認定こども園の新築</p> <p style="padding-left: 20px;">【補助条件】</p> <p style="padding-left: 20px;">① 実施設計・工事監理業者及び工事請負業者の選定は札幌市の入札規程に準じて行い、一般競争入札により行うこと。</p> <p style="padding-left: 20px;">② 必要な設備（「札幌市幼保連携型認定こども園の施設の整備について（令和4年度版）」を参照）を設けること。</p> <p style="padding-left: 20px;">③ 地域型保育事業の連携施設（保育内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿）となることに努めること。<sup>*</sup>。また、計画（基本設計）の段階から地域型保育事業の連携施設（卒園後の受け皿）の機能を担えるよう特段の配慮を行うこと。</p> <p>※ 「連携施設となることに努めること。」とは、地域型保育事業所の事業者から連携施設の相談・依頼があった際は、既に他の地域型保育事業所の連携施設となっていたり、設備や従事者数等の理由で幼保連携型認定こども園が適正に運営できなくなるなど特段の事情がない限りは連携施設となることを承諾するものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">【補助対象経費】 保育を実施する部分の整備に必要な工事請負費（設備整備費を含む。）、工事事務費（設計監督料を含む。）及び実施設計費</p> <p>※ 新築については、1号定員に係る工事請負費等（面積按分）は、補助対象経費から除く。</p> <p style="padding-left: 20px;">【補助額】 2号・3号定員が60人の場合で最大145,000千円程度</p> <p>※ 実際の事業費によって補助額に変動あり（対象経費の3/4を上限）</p> <p>※ 上記補助額は「令和4年度保育所等整備交付金交付要綱」に基づく試算額。</p> <p>※ 幼稚園部分に対する補助は行わない。</p>

11 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局 支援制度担当部 保育推進課 施設整備担当係  
電話 011-211-2346 FAX 011-231-6221

12 添付資料

幼保連携型認定こども園整備の個別審査基準